

令和4年度事業報告書

【公益目的事業】

1 生活衛生関係営業に対する相談・指導事業

(1) 生活衛生営業相談室運営事業

相談室については、環境衛生営業相談室整備要綱（厚生省環境衛生局長通知（昭和52年4月18日、環指第37号））で設置することとされている。

営業者からの各種営業相談及び消費者からの苦情相談に適切に対処するため、経営指導員（厚生省環境衛生局長通知（昭和49年4月11日、環衛第68号））2名及び補助職員1名で、相談室を開設し、生活衛生関係営業者等の来訪、電話による相談に対し、経営指導員が次の業務を行った。

- ① 衛生施設の改善及び経営、税務、融資、労務等に関する相談・指導
- ② 営業設備の近代化、合理化に関する相談・指導
- ③ 生活衛生関係営業経営改善資金融資制度に基づく経営相談・指導
- ④ 生活衛生関係の経営・衛生等に関する情報の提供
- ⑤ 標準営業約款の登録促進
- ⑥ 経営特別相談員の業務に関する指導・助言や情報の提供
- ⑦ 消費者からの苦情受付と処理

○ 窓口相談の実施状況

区分	指導延日数	指導件数
生衛関係業種	427	1,022
その他	0	0
計	427	1,022

*件数には、郵便、電話相談等を含む。

(2) 地区生活衛生営業相談指導事業

相談室に来訪しない生衛事業者に対し、行政や組合等の開催する研修会や講習会及び地区懇談会等に併せて地区生活衛生営業相談室を開設し、経営指導員による上記相談室事業と同様の業務を行った。

○ 地区相談室開催状況

実施地区数	回数	参加人数	指導件数
14	23	527	69

(3) 経営指導事業

生活衛生関係営業を取り巻く業況不振の中、経営指導員による経営、資金融資、設備改善等の相談、指導業務が重要になっていることから、経営指導員が生衛業を営む事業所に出向き、巡回方式で、生衛事業者に対して個別に経営指導と経営相談に当たった。

○ 巡回指導の実施状況

区分	指導延日数	指導件数
生衛関係業種	210	405
その他	14	30
計	224	435

*相談室開設分を含む。

(4) 生衛業経営改善融資指導事業

生衛業の新規開業・転業や小規模事業者への融資について、経営特別相談員（厚生省環境衛生局長通知 昭和49年6月3日、環指第16号）（知事委嘱、任期3年）が生衛業経営改善資金（小規模な生衛事業者（従業員5人以下）を対象にした無担保・無保証人融資制度）の活用指導等に、経営指導員は一般の生活衛生融資（一般貸付）に当たった。生衛業経営改善資金には、経営指導員の関わりを要する事例もあり、求めに応じ、現地調査や意見書の提出等、小規模生衛事業者への融資等の相談指導を行った。

○ 生衛業経営改善資金の指導状況

特別相談員数 (人)	融資申込件数 (件)	融資指導件数 (件)	融資指導延日数 (日)
55	6	6	6

*否決件数を含む。

[参考]

○ 一般の生活衛生融資（一般貸付）

経営指導員数 (人)	融資申込件数 (件)	推薦書発行件数 (件)	融資指導延日数 (日)
2	6	6	12

(5) 生衛業特別指導事業

生衛業界は、大企業・異業種の参入、消費者のニーズの多様化等により経営環境が厳しくなっており、地域で経営特別相談員が生衛業事業者の経営の身近な相談相手となるだけでは十分でない。経営特別相談員の活動を研修等で支援する一方、経営指導に合わせて標準営業約款の普及、営業許可申請・営業届出の手続きなど総合的な指導に当たるほか、生衛組合の行う振興事業について周知に協力し、新規開業者には生衛法の支援施策等の情報提供を行った。

(業務内容)

- ① 衛生施設の改善及び経営、融資、税務等に関する相談指導
- ② 消費者の苦情処理
- ③ 生活衛生関係営業経営改善資金融資申請の審査・調査及び相談・指導
- ④ 生活衛生関係の経営・衛生等に関する情報の提供
- ⑤ 営業許可申請又は営業届出等の手続きに関する相談・指導
- ⑥ 標準営業約款の普及
- ⑦ 生活衛生関係営業の新規開業に際する情報提供

○ 特別指導状況

特別相談員 (人)	指導延日数 (日)	指導件数 (件)
55	519	519

2 情報化整備事業

生衛業の経営の健全化に役立つ情報及び消費者（利用者）に対する安心安全清潔なサービスにつながる情報については、生活衛生業情報ネットワークシステム（（公財）全国生活衛生営業指導センターと各県生活衛生営業指導センターで構成）に集められ、様々な経営アドバイス、指標、統計、苦情処理事例などの形で整理される。各県生衛センターでは、このシステムにより、経営支援情報や融資情報、税務情報とともにこれらの情報を活用することで、日常業務の中で、効率的、有効な経営相談・指導業務にあたる。また、このシステムで一般の消費者（利用者）も、生衛センターのホームページ上で、清潔で安心・安全な店舗の認証制度である標準営業約款登録店（Sマーク登録店）などの情報に接することができる。

システムには、基本機能（メール、ライブラリ、電子会議室、スケジュール）のほか、アンケート集計機能、経営相談機能、名簿管理システム（標準営業約款、クリーニング師研修業務など）が搭載されており、常時、最新の状態を保っておく必要があるため、データ更新を行ない、相談指導等業務の一層の適正化に努めた。

3 後継者育成支援事業

生衛業については、経営者の高齢化が進み事業を後継する者も少なくなっており、その結果、廃業が増え、過疎地においては、生衛業の利用が難しくなる状況も生じている。このため、若年者の生衛業に対する職業観の向上を通じて、生衛業に就こうとする者の裾野を広げることで、生衛業界の活性化を図ることを目的に実施している。

当指導センター、生活衛生同業組合、教育関係機関等で構成する後継者育成支援協議会を組織し、業界の特性を踏まえた受入体制のあり方の検討する一方で、高校生等を対象に生衛業の体験学習（出前型教室、職場体験型）等を行い、職業観の向上を図ることにより若年者の生衛業への就業促進に努める事業である。

今年度は、新型コロナウイルス感染症対策が原因で、以下の取り組みをした。

（1）後継者育成支援協議会

指導センター、生活衛生同業組合、教育関係機関等で「後継者育成支援協議会」を組織し、業界の特性を踏まえた受入体制のあり方を検討し、今後の事業内容をまとめた冊子の作成及び関係者への配布を行った。

令和4年度後継者育成支援協議会委員名簿（R5年2月現在）

	構成機関・団体	役職	委員	備考
1	大分県生活環境部私学振興・青少年課	主任	麻生 潤弥	
2	大分県生活環境部食品・生活衛生課	主査	村上 泰隆	
3	大分県教育庁義務教育課	指導主事兼主幹	browse 俊二	
4	大分県教育庁高校教育課	指導主事	松田 司	
5	一般財団法人大分県私学協会	事務局長	森高 美代子	(代理) 戸田 哲也
6	大分県クリーニング生活衛生同業組合	理事長	村井 浩	
7	大分県理容生活衛生同業組合	事務局長	渡邊 英司	
8	大分県旅館ホテル生活衛生同業組合	事務局長	富来 昌博	
9	大分県美容業生活衛生同業組合	事務局長	小澤 美香	
10	大分県鮪商生活衛生同業組合	事務局長	稲田 喜久生	
11	大分県生活衛生営業指導センター	事務局長	御沓 稔弘	
12	〃	経営指導員	荒木 敏博	

(2) 出前型職業体験

高校生等を対象に、寿司業の調理師の専門講師による実演と実習形式の出前型の体験授業は、新型コロナウイルス感染症対策の観点から中止した。

(3) 職業体験教室

クリーニング業の工場や理容と美容所を高校生や中学生が訪問するキャリア教育一環としての職場体験教室は、新型コロナウイルス感染症対策の観点から中止した。

4 経営指導のための調査事業

(1) 経営状況調査

厳しい経営環境が続く生活衛生関係営業において、月次で経営状況を定期的・定期的に

調査把握し、情報提供していくことにより、個々の営業者が経営判断を行う材料として、また、生衛業に対する今後の施策の判断として活用し、生衛業の振興及び経営安定化に資することを目的とした全国生活衛生営業指導センターからの受託事業である。

調査対象が生衛業11業種70店舗で、四半期ごとに、基本調査項目（立地環境、経営形態、従事者数、地代・家賃、客席数等）のほか、月次の売上額、原材料費、粗利益、平均客単価、回転率・稼働率、人件費などの経営状況を判断できるデータを、留置き方式及び面談方式で調査を行った。

（2）景気動向等調査

生衛業界の景気動向、設備投資動向等を定期的に把握するとともに、生衛業者の景況感や地域実情等の定性的な把握に努め、株式会社日本政策金融公庫の運営に資する目的で実施する事業で、日本公庫から全国生活衛生営業指導センターが受託し、さらに各都道府県生活衛生営業指導センターが調査を実施する事業である。

生衛業11業種70店舗で、四半期ごとに、客単価、利用客数の変動、設備投資の有無などのデータを、留置き方式及び面談方式で調査を行った。

5 生活衛生営業振興助成事業

（1）ホームページの保守管理と情報発信機能改善

ホームページによる情報発信は近年の情報化社会には必要不可欠で、さらには見やすい構成、最新の情報提供などが求められていることから、当センターのホームページについて、専門業者による保守管理を行い機能維持を図ったことで安定した活用ができた。

又、令和4年度は、お知らせ情報を常に更新して、最新の情報提供を行ったことなどから、アクセス件数は昨年度から増加した。

（2）生衛業組合紹介パンフレットの作成

平成26年度以降毎年発出されている厚生労働省健康局生活衛生課長通知「生活衛生同業組合活動推進月間の実施について（協力依頼）」の主旨の1つである「新規に開設等する生活衛生関係営業者への情報提供」に資する目的で、各組合の加入メリットをまとめたパンフレットを作成し、各保健所で営業許可証等を交付する際や、日本政策金融公庫の窓口で新規開業者等に配布して、組合加入を促進した。

6 標準営業約款事業

安心・安全・清潔な生衛業の店舗の普及により、消費者又は利用者の利益擁護等を図るため、厚生労働大臣が指定する業種（理容業、美容業、クリーニング業、一般飲食業及びめん類飲食業の5業種）につき営業方法又は取引条件に関する事項を定めた標準営業約款（全国指導センターが生衛法第57条の12の規定による厚生労働大臣の認可を得た約款）内容を遵守する旨を申し出る事業者を募集し登録する事業である。標準営業約款には、(i)役

務の内容又は商品の品質の表示の適正化に関する事項、(ii)施設又は店舗の表示の適正化に関する事項、(iii)損害賠償の実施の確保に関する事項が定められている。

標準営業約款(Sマーク)について、県内の関係事業者に対し、登録の募集、調査審査、登録を行うとともに、11月の普及促進月間に各登録店舗で利用者に啓発パンフレットを配布した。

(1) 登録事業の月別実施状況

区分	事 項	備 考
5月	・標準営業約款事業の推進に係る事務局会議	書面会議
8月	・8月再登録及び新規登録受付	新規 0 件 再登録 75 件
9月	・普及啓発ポスター、チラシ掲示依頼 ・機関紙への掲載依頼	
11月	・普及促進月間 ・ホームページで登録呼びかけ	
2月	・2月再登録及び新規登録受付	新規 0 件 再登録 3 件

令和4年度登録状況

約款の種類	新規登録		再 登 録		計	廃止数	登録店数 (3年度末)
	0	0	2(3)	2(3)			
クリーニング所	0	0	2(3)	0(0)	2	1	19 (20)
理容業	0	0	58(74)	57(73)	58	16	153 (169)
美容業	0	0	17(29)	15(22)	17	12	163 (175)
めん類飲食店	0	0	—	—	0	—	0 (0)
一般飲食店	0	0	1(1)	1(1)	1	0	2 (2)
計	0	0	78(107)	75(99)	78	29	337 (366)

※ 新規登録及び再登録 上段は8月登録 下段は2月登録 ()内の数字は再登録予定数

7 クリーニング師研修等事業

クリーニング師及びクリーニング店に勤務する従業員は、消費者保護の観点から「クリーニング業法」の規定により、3年に1度クリーニング師の資質の向上を図るための研修、業務に関する知識の修得及び技術の向上を図るための講習を受けることが義務付けられている。

令和4年度は、第12クールの1年目であり、2会場で第1型研修を開催すると共に、行政と連携して研修会への参加を呼びかけた。

(1) 第1型クリーニング師研修

ア 座学及びレポートによるクリーニング師研修日

令和4年10月30日(日) (別府会場)

令和5年1月22日(日) (大分会場)

イ 研修科目及び研修時間(2会場とも同じ)

衛生法規及び公衆衛生(1時間) 洗濯物の受取・保管及び引渡し(1時間)

繊維及び繊維製品(1時間) 洗濯物の処理(1時間)

ウ 受講者数 23名

(2) 第2型クリーニング師研修

ア 通信制レポート課題による講習

令和4年12月1日

令和5年2月17日

イ 研修科目及びレポート課題

衛生法規及び公衆衛生 洗濯物の受取・保管及び引渡し

洗濯物の処理 繊維及び繊維製品

ウ 受講者数 12名

(3) 第2型クリーニング業務従事者講習

ア 通信制レポート課題による講習

令和4年12月1日

令和5年2月17日

イ 講習科目及びレポート課題

衛生法規及び公衆衛生 洗濯物の受取・保管及び引渡し

洗濯物の処理 繊維及び繊維製品

ウ 受講者数 18名

[管理費]

法人運営のため、今年度は新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、次のとおり書面会議も採用しながら理事会・評議員会等を行った。

加えて、公益財団法人のあり方等について研修を行うなどして、当センターの運営の適正化に努めた。

1 監事監査

- (開催日) 令和4年5月9日
- (場 所) 大分県生活衛生営業指導センター事務室内
- (出席者) 監事 黒田照義 (三隅監事は入院中のため、欠席)
事務局 2名
- (監査事項) 令和3年度の事業報告及び収支決算報告の件

2 理事会

1) 第1回理事会

- (開催日) 令和4年5月18日(水) 13:00～
- (場 所) 大分センチュリーホテル3階「桐の間」
- (議 題) 第1号議案 令和3年度事業報告及び同収支決算について
監査報告
第2号議案 定款の改定について
第3号議案 評議員会の開催の決定について
- (議 決) 第1号議案及び第2号議案は、原案どおり承認
第3号議案は、議題に定款の改定を追加することを追加修正して招集することで承認

2) 臨時理事会

- (開催日) 令和4年6月8日(水) 14:30～
- (場 所) 大分センチュリーホテル3階「梅の間」
- (議 題) 第1号議案 理事長及び専務理事の選任について
- (議 決) 理事長に井上富義氏を、専務理事に御沓稔弘氏を選任

3) 第2回理事会

- (開催日) 令和5年3月15日(水) 14:00～
- (場 所) 大分センチュリーホテル3階「桐の間」
- (議 題)
 - 第1号議案 令和4年度収支予算の変更について
 - 第2号議案 定款の改定について
 - 第3号議案 令和5年度事業計画、同収支予算、資金調達及び設備投資の見込みについて

(議 決) 第1号議案から第3号議案まで、全て原案どおり承認

3 評議員会

(開催日) 令和4年6月8日(水) 13:30～

(場 所) 大分センチュリーホテル3階「梅の間」

(議 題) 第1号議案 令和3年度事業報告及び同収支決算について
監査報告

第2号議案 理事の改選について

第3号議案 定款の変更について

(議 決) 第1号議案から第3号議案まで、全て原案どおり承認

4 その他会議・研修会等

○事務局代表者会議

(開催日) 令和4年5月11日(水)

(場 所) 大分センチュリーホテル3階「梅の間」

(議 題) ・令和3年度連絡協議会事業報告
・令和4年度連絡協議会事業計画
・組合員数調べ及び令和4年度会費について
・令和3年度指導センター事業報告
・令和4年度指導センター事業計画
・指導センター及び連絡協議会の役員の改選について
・生活衛生同業組合への加入促進の取組について

5 公衆浴場入浴料金改正要望活動

○経過等

令和4年5月17日 公衆浴場業生活衛生同業組合の宮崎理事長から、県知事(生活環境部食品・生活衛生課長対応)に対して入浴料金の統制額を引き上げるよう要望書を手渡した(センター職員同行)。

10月 県が、公衆浴場経営実態調査を実施。11施設から回答あり。

12月1日 県知事から大分県公衆浴場入浴料金委員会長に対して、統制額の改正に係る意見を求めた。

12月14日 大分県公衆浴場入浴料金委員会を開催し、統制額の改正について審議。

(審議結果) 統制額を50円引き上げる方針を決定し、知事に提出

12月27日 県から、公衆浴場入浴料金統制額の改正について通知あり。

各事業者においては、同日から入浴料金の上限を最大大人50円、中人、小人各10円の引き上げができるようになった。

【衛生水準の確保・向上事業】

1 推進会議における特別講演の実施

(1) 第1回推進会議

(開催日) 令和4年8月29日(月)

(場 所) 大分センチュリーホテル2階「桜の間」

(講演内容) インボイス制度について

(講 師) 大分税務署職員

(2) 第2回推進会議

(開催日) 令和5年2月20日(月)

(場 所) 大分センチュリーホテル2階「桜の間」

(講演内容) 地域包括支援システムにおける生衛業界の役割について

(講 師) 竹田市地域包括支援センター職員

2 生衛組合活性化塾の開催

大分県生活衛生営業指導センター設立40周年記念事業として実施。

(開催日) 令和5年1月30日(月) 13:30～

(場 所) 大分センチュリーホテル2階「桜の間」

(参加者) 各組合理事長・役員等・事務局職員：31名

指導センター事務局員：3名

保健所等の行政機関：6名 合計：40名

(記念講演)

演題：「生衛業界の持続可能な経営を目指して～SDGsの取組から～」

講師：須藤 智徳（立命館アジア太平洋大学教授）

(パネルディスカッション)

テーマ：「SDGsで生衛業界を元気にする！」

コーディネーター：須藤 智徳（立命館アジア太平洋大学教授）

パネリスト：坂野道子（理容生活衛生同業組合）

山下政一（飲食業生活衛生同業組合）

久保雄作（旅館ホテル生活衛生同業組合）

田北一磨（美容業生活衛生同業組合）

大塚弘之（社交飲食業生活衛生同業組合）

内容等：自己紹介と今抱えている課題や取組、デジタル化対応、高齢化対応、環境指向の高まりへの対応、食材対応、食ロス対策、環境保全の取組、人材育成、自身のスキルアップ、今後の抱負などについて意見発表・意見交換をした。

【生活衛生関係営業経営支援緊急対策事業】

新型コロナウイルス感染症の影響による未曾有の経済危機は、生活衛生関係営業者（以下「生衛業者」という。）の経営に大きな影響を与えている。

このため、大分県生活衛生営業指導センターは生活衛生同業組合（以下「生衛組合」という。）と連携し、事業継続や経営再建に取り組む生衛業者に対し、適切な公的支援等の活用のための支援体制を構築し、早期に再生軌道に導くことを目的として、本事業を行った。

なお、本事業は全国指導センターが等事業の承認を受けて、全国指導センターの事業経費で令和4年9月30日まで実施したもの。

① 専門家チームの配置

県指導センターが、中小企業診断士協会や弁護士、行政書士等と連携して令和2年度から組織している「サポート体制」を維持し、個別相談・支援を行うことで、生衛業者の経営支援を行った。

1) サポート体制は、従前の通り

2) 相談・指導等の対象メニュー

- ・一時支援金の申請等に関するもの
- ・生活衛生貸付等融資の利用に関するもの
- ・持続化補助金等の各種補助金の活用・申請に関するもの
- ・県市町村の支援施策の利用に関するもの
- ・その他の経営相談に関するもの

② 相談・指導対応実績：104件

③ 研修会・勉強会等：開催なし

④ 事業費：4,391,508円（全額、国費）

【令和4年度包括外部監査】

1 外部監査の根拠

地方自治法第252条の37第1項の規程に基づく包括外部監査

2 選定した特定のテーマ

「外郭団体の適切かつ効率的な運営と内部統制について」

3 監査対象団体

43の外郭団体（指定団体28団体、その他の団体15団体）

4 監査対象期間

令和3年度

5 監査実施期間

令和4年7月1日から令和5年3月31日まで

6 立入監査実施日（当センター分）

令和4年9月22日

7 監査結果

（不備項目）

なし

（改善項目）

- ① 預金残高の管理について
- ② 賞与引当金の設定について
- ③ 什器備品の償却もれについて
- ④ 附属明細書における重要な増減の脚注について

（勸奨項目）

- ① 経営支援緊急対策事業経費における専門家への謝金について
- ② 経費の出金伝票について

8 対応・処理について

- ・ 5月の理事会で会計処理規程の改正を行う予定
 - ・ 令和4年度決算から、賞与引当金を設定する
 - ・ 令和4年度の途中から、事務処理の変更や口座の解約等、対応済みのものがある。
- *指摘を受けた項目全てにおいて、対応・改善する。

— 以 上 —